

藤井寺市地域公共交通会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号）第3条の規定に基づき、藤井寺市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織、運営その他交通会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃等に関する事項
- (2) 法令及び関係通知等で交通会議での協議が定められている事項
- (3) 交通会議の運営方法に関する事項
- (4) その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 藤井寺市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (3) 住民又は旅客
- (4) 近畿運輸局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 学識経験者
- (7) 道路管理者又はその指名する者
- (8) 大阪府羽曳野警察署長又はその指名する者
- (9) その他交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、交通会議の議決があったものとする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

（書面開催）

第7条 会長は、軽微な事案又は緊急その他やむを得ない事情により会議の招集が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）により可否を求め、その結果をもって会議の議決とすることができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定する議決について準用する。この場合において、前条第3項中「出席した委員」とあるのは「委員の書面による回答」と読み替えるものとする。
- 3 会長は、書面による議決を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

（部会）

第8条 会長が必要と認めるときは、交通会議に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

（守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（協議結果の取り扱い）

第10条 関係者は、会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（庶務）

第11条 交通会議の庶務は、都市整備部地域交通課において行う。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。